（水基本調査基礎計画の一部改正）

第二条　水基本調査基礎計画（昭和二十八年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第五条」を「第十二条」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

（土地分類基本調査基礎計画の一部改正）

第三条　土地分類基本調査基礎計画（昭和二十九年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十一条」を「第十二条」に改める。

（地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令の一部改正）

第四条　地籍調査に関する事業計画の様式等を定める省令（昭和三十二年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四条の四」を「第八条」に改める。

第二項中「第四条の五」を「第九条」に、「添附書類」を「添付書類」に改める。

別記様式中「第五条の三各号」を「第十四条各号」に改める。

（地籍調査作業規程準則の一部改正）

第五条　地籍調査作業規程準則（昭和三十二年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第六条の三第五項」を「第六条の三第二項」に、「公示された」を「定められた」に、「基く」を「基づく」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　幹線道路の沿道の整備に関する法律施行規則（昭和五十五年建設省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の八中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改める。

第十二条の九を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

附　則

この省令は、公布の日から施行する。